

介護報酬の算定に係る「中山間地域等に居住する者へのサービス提供体制加算」の見直しに関する要望

要望の要旨

介護報酬の算定にあたり、通常の実施地域を超えて、過疎地域等に居住する利用者に対し介護サービスを提供した場合に適用される「中山間地域等に居住する者へのサービス提供体制加算」について、介護事業所のサービス提供地域に関わらず、過疎地域でサービス提供を行う場合は、一律に加算の対象としたうえで、加算割合についても引き上げていただくよう制度の見直しについて要望します。

要望の理由

令和6年度の介護報酬改定において、過疎地域が「中山間地域等に居住する者へのサービス提供体制加算」の対象地域に含まれることが明確化されたものの、本市のように市域が広く、過疎地域を抱える自治体の介護事業所については、事

業所の所在地からの移動距離及び移動時間が長くなる過疎地域に出向いてサービスを提供したとしても、サービス提供地域に過疎地域が含まれてしまうため加算が適用されない状況となっております。

さらに、近年の燃料費高騰により、事業所の所在地から離れた場所でサービスを提供すればするほど、移動に係る事業者の費用負担が増えております。

市域が広く、過疎地域を抱える本市においても、介護事業者が適切な水準の報酬を得て、安定した介護サービスを提供することができるよう制度の見直しについて要望するものです。